

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2021年11月29日

【発行者の名称】

株式会社マルク
(Maruc Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 北野 順哉

【本店の所在の場所】

愛媛県松山市吉藤三丁目4番6号

【電話番号】

(089)989-1009 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役財務部長 武智 弘泰

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社マルク
<http://maruc-group.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金

融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期
会計期間		2021年8月
売上高	(千円)	428,622
経常利益	(千円)	7,756
当期純利益	(千円)	4,789
純資産額	(千円)	169,713
総資産額	(千円)	533,115
1株当たり純資産額	(円)	242.45
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	6.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—
自己資本比率	(%)	31.8
自己資本利益率	(%)	3.7
株価収益率	(倍)	202.3
配当性向	(%)	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	639
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△10,746
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	174,224
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	418,425
従業員数(外、平均臨時雇用者数)	(名)	73 (115)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を() 外数で記載しております。

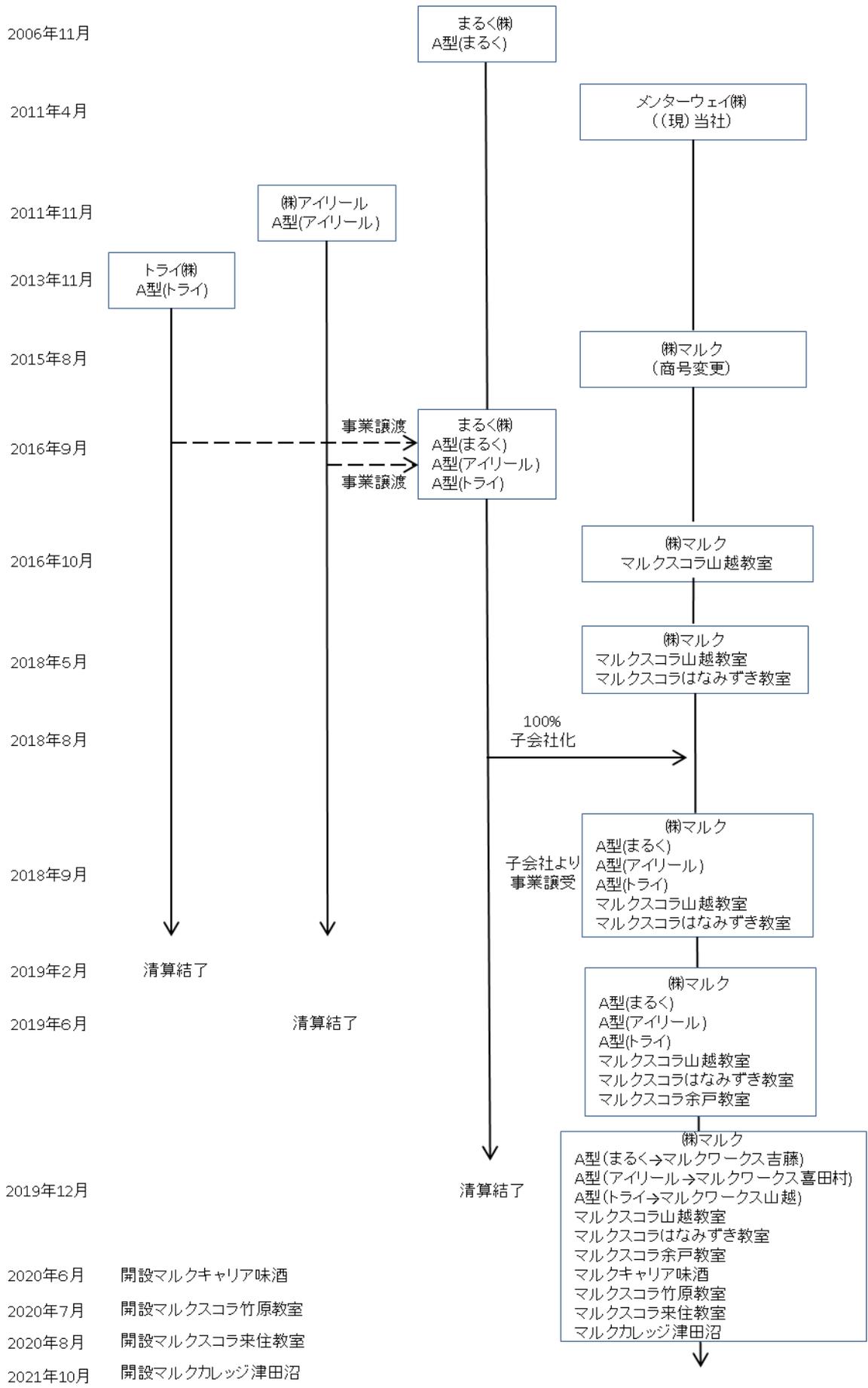
5. 第11期より財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2【沿革】

2006年、当社（株式会社マルク）現代表取締役社長北野順哉の実兄である北野賢三氏が、就労継続支援A型事業所の運営を目的として創業した「まるく株式会社」が当社の原点であります。

年月	事項
2006年11月	就労継続支援A型事業所の運営を目的として、まるく株式会社を愛媛県松山市にて創業
2011年4月	就労継続支援A型事業所の運営統括を目的としてメンターウェイ株式会社（現 株式会社マルク）を愛媛県松山市にて設立
2011年11月	就労継続支援A型事業所の運営を目的として株式会社アイリアルを愛媛県今治市に設立
2013年11月	北野順哉がメンターウェイ株式会社の代表取締役に就任 就労継続支援A型事業所の運営を目的としてトライ株式会社を愛媛県松山市にて設立 北野順哉がトライ株式会社の代表取締役に就任
2015年8月	北野順哉がまるく株式会社、株式会社アイリアルの代表取締役に就任 メンターウェイ株式会社が株式会社マルクへ商号変更
2016年8月	株式会社マルクが10,000千円に資本金を増資
2016年9月	まるく株式会社が株式会社アイリアルとトライ株式会社の事業の全部を譲受
2016年10月	株式会社マルクが放課後等デイサービス事業第1号店である「マルクスコラ山越教室」の運営を愛媛県松山市にて開始
2018年5月	株式会社マルクが放課後等デイサービス事業第2号店である「マルクスコラはなみずき教室」の運営を愛媛県松山市にて開始
2018年8月	株式会社マルクがまるく株式会社の株式を取得し、完全子会社化 株式会社マルクが20,000千円に資本金を増資
2018年9月	株式会社マルクがまるく株式会社の就労継続支援A型事業の事業を譲受
2019年6月	株式会社マルクが放課後等デイサービス事業第3号店である「マルクスコラ余戸教室」の運営を愛媛県松山市にて開始
2020年4月	株式会社マルクが56,250千円に資本金を増資
2020年6月	株式会社マルクが就労支援事業部の新規事業、就労移行支援事業である「マルクキャリア味酒」の運営を愛媛県松山市にて開始
2020年7月	株式会社マルクが放課後等デイサービス事業第4号店である「マルクスコラ竹原教室」の運営を愛媛県松山市にて開始
2020年8月	株式会社マルクが放課後等デイサービス事業第5号店である「マルクスコラ来住教室」の運営を愛媛県松山市にて開始
2021年10月	株式会社マルクが自立訓練（生活訓練）事業第1号店である「マルクカレッジ津田沼」の運営を千葉県津田沼市にて開始

当社の現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次のようになります。



3【事業の内容】

当社は、愛媛県において、就労継続支援A型・移行支援事業所を4事業所（附帯福祉サービスとして指定特定相談支援、就労定着支援も実施）、放課後等デイサービスを5事業所、合計9事業所の運営を中心とした「障がい福祉サービス事業」を展開しており、利用契約総数で350名以上の障がいのある方の社会的な自立に向けた支援を行っております。

当社は「強さと優しさが循環する社会の実現」という経営理念のもと、『強さ』＝障がいのある方たちが社会的に自立することで経済活力を生み、社会保障の担い手の一員となり、『優しさ』＝その保障が本当に支えの必要な人たちに巡っていく社会を実現することを目指しております。

なお、当社は、障がい福祉サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しておりますが、主要な業務として就労継続支援A型事業、放課後等デイサービス事業に区分しその内容を記載します。

●就労継続支援A型事業

障がい者と施設利用契約を締結するとともに、障がい者を社員として雇用して一定の労働環境を保証しつつ、実際に企業等から受託した業務に取り組む中で就労や自立に必要な訓練を行う許認可制の障がい福祉サービス事業の一つであります。当社の運営する就労継続支援A型事業所の特徴としては、すべて「送り出すA型」というコンセプトで運営されていることが挙げられます。実際に就労継続支援A型事業所としては累計50名以上にのぼる一般就労実績があり、当社の事業所「まるく」が愛媛県第1号の就労継続支援A型事業所であることも相まって、当社のブランディングに大きく寄与しています。就労継続支援A型事業所に所属する障がいのある社員には、本人の希望によって一般就労を目指す場合と、事業所で長く働き続けて戦力になっていく場合との、働き方の選択肢が存在することも大きな特徴です。

また、障がい福祉サービスを申請した障がいのある方に対して、障がい福祉サービスの利用計画の作成や利用計画の見直しを行うサービス（指定特定相談支援）や、一般企業に就労した障がいのある方が安定的に職場に定着できるように、ご本人様と面談や、職場との連携を行うサービス（就労定着支援）も行っております。

現在は「マルクワークス吉藤（愛媛県松山市）」「マルクワークス喜田村（愛媛県今治市）」「マルクワークス山越（愛媛県松山市）」の3事業所にて業務を行っております。

就労継続支援A型事業所での主な提供業務

【データ入力業務】

データ入力・スキャニング・アンケート集計・テープ起こし等、企業や団体の事務作業をアウトソーシングにて受託しております。



【清掃業務】

事業所から企業や公共施設等に出向き（施設外就労）、支援員1～2名、障がい者社員3～5名で構成されるユニット毎に清掃業務や庭園の整備などを行っております。

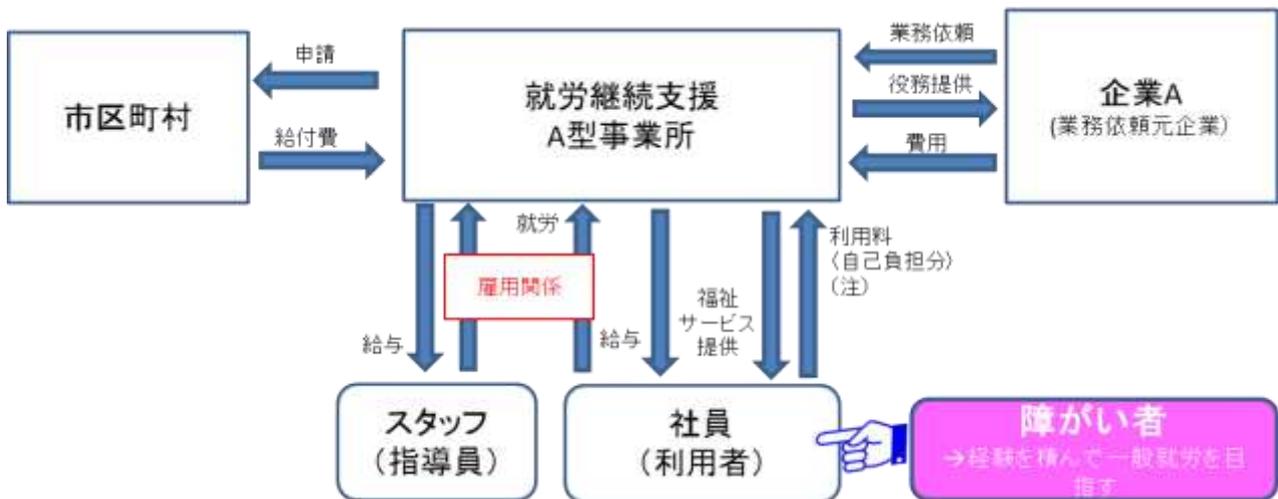


【加工業務】

企業と業務委託契約を結び、製品や資材を加工・検品し商品として納品します。また、施設外就労にて工場のライン業務を受託できていることも当社の加工業務の特徴です。



就労継続支援A型事業の事業系統図



●放課後等デイサービス事業

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための療育を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する許認可制の障がい福祉サービス事業の一つであります。「マルクスコラ」のブランド名にて展開している当社の放課後等デイサービスでは、「就労自立準備型 放課後等デイサービス」をコンセプトとして、就労スキル・生活スキル・社会性スキル・コミュニケーションスキル等の将来的な就労や自立に向けて必要な療育プログラムを提供していることが特徴です。これらの療育には障がい者の就労支援を10年以上に渡って行ってきた当社のノウハウが活かされており、2021年8月末現在、松山市内5教室を合計して約190名の障がい児が在籍しており、過去の卒業生42名は進学9名、一般企業や福祉事業所等への就労33名となっており、進学・就職率は100%となっております。

障がいのある児童が在学中に働き自立するための準備をしっかりと行うことで①本人の可能性が広がることはもちろん②子供の将来を心配する保護者の不安の解消③就労先の企業や事業所での障がい者雇用の促進④支援学校等教育機関においては自立訓練の補完等の地域社会において意義のある事業であり、今後の成長が期待される分野です。



【社会性スキル】



【就労スキル】



【コミュニケーションスキル】



【生活スキル】

放課後等デイサービス事業の事業系統図



(注) 障がい福祉サービス事業の利用料金は、所得に応じて下図のとおり負担上限額が設定されております。そのため、1ヶ月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担が発生しない仕組みになっています。

区分	所得区分の認定方法		負担上限月額
生活保護	生活保護を支給されている世帯		0円
低所得	市区町村民税非課税世帯		0円
一般1	市区町村民税課税世帯	就労継続支援A型事業の利用者	所得割16万円未満
		放課後等デイサービス事業の利用者	所得割28万円未満
一般2	上記以外		37,200円

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2021年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
73(115)	33.4	2.6	2,970

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、障がい福祉サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による自粛ムードや雇用所得環境の悪化などにより、国内の消費活動は落ち込んでいる状況となっております。また、雇用環境の改善により失業率は低下する一方、賃金の伸びが低水準な状況下で、社会保障制度などに対する将来不安も根強く、消費の先行きは依然として不透明な状況が続いています。

このような環境のもと、当社は就労継続支援A型事業・放課後等デイサービス事業を中心に、既存事業所での利用促進等の活動を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は428,622千円、営業損失は17,204千円、経常利益は7,756千円、当期純利益は4,789千円となりました。

なお、当社は、障がい福祉サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。また、当社は2020年8月期においては単体決算での財務諸表を作成していないため、連結決算であった前年同期との比較分析は行っておりません。(以下においても同じ。)

(2)キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は、前事業年度末に比べて164,117千円増加し、418,425千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純利益7,756千円、売上債権の増加額28,364千円、未払金の増加額8,911千円等を計上したことにより、639千円の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出7,228千円等により、10,746千円の減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入120,000千円、長期借入金の返済による支出18,276千円、株式の発行による収入72,500千円により、174,224千円の増加となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2)受注実績

当社は受注から役務提供までの期間が短いため、該当事項はありません。

(3)販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	期末 拠点数	販売高 (千円)
障がい福祉サービス事業	9	428,622
合計	9	428,622

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
愛媛県国民健康保険団体連合会	366,994	85.6

(注) 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)経営方針

当社は、「強さと優しさが循環する社会の実現」という経営理念のもと、『強さ』＝障がいのある方たちが社会的に自立することで経済活力を生み、社会保障の担い手の一員となり、『優しさ』＝その保障が本当に支える必要な人たちに巡っていく社会を実現することを会社の経営の基本方針としております。

(2)中長期的な会社の経営戦略

当社は、障がいのある方たち一人ひとりの社会的自立を「働く」という事を通じてサポートする会社として、創業時愛媛県で最初に就労継続支援A型事業に着手する等、長年培われた障がい福祉サービス事業の知識・経験を基礎とし、放課後等デイサービス事業所「マルクスコラ」の新規開設等によって、さらなる成長を目指してまいります。

(3)対処すべき課題等

上記を踏まえたうえで、当社における経営上の重要課題は以下のとおりです。

①障がい福祉サービスの品質向上

当社は、就労継続支援A型事業所および放課後等デイサービス事業所の運営等を通じて、利用者の様々な問題解決に貢献しており、そこで提供するサービスの品質を維持向上させ、利用者のニーズにこたえていくことが必要となります。そのために、スタッフに対する当社内外での研修受講の推奨や、各スタッフの職務内容や人事評価制度の明確化、社外の専門家の招聘等により、提供するサービス改善の継続を図ります。

②人材の確保とスタッフ育成

当社が実施する障がい福祉サービスにおいて、持続的な成長を進めるためには、優秀な人材の育成、確保が不可欠であります。このため、新人研修を充実させるとともに、環境の変化に対応した人事制度や適材適所の配置等により士気の高揚や潜在能力が顕在化できるよう努めております。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する一環として、長時間労働の削減を図るため、超過勤務時間管理施策の徹底と毎月開催の運営会議で状況把握を実施するなど、従業員の健康維持、増進を図ります。

③サービス提供範囲の拡大と収益源の多角化

障がい者法定雇用率は今後も継続して上昇することが見込まれますが、他の障がい福祉施設やお客様のご家族等のニーズに応えるため、新しいサービスの提供を検討し、実施することも重要な課題であると認識しております。

そのため、放課後等デイサービス事業所「マルスコラ」を松山市内に5か所開設し、収益化を達成できたことで、今後、松山市内外において同事業所新規開設の検討を開始しております。

今後も事業拠点を拡大することで収益源を多角化し、更なる経営の健全化を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行う必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 法的規制等について

当社は、事業活動を行う上で、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」等様々な法規制の適用を受けております。

当社では、法令・諸規則遵守の強化を図るため、内部管理体制の整備・強化に努めておりますが、今後、これらの法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等がなされた場合、また、何らかの事情により法律に抵触する事態が生じた場合には、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

とりわけ当社の事業モデルは、国からの報酬を主な収益源としており、3年ごとに実施される報酬改定にて下方の改定が行われた場合には業績に重要な影響を与える可能性があります。

また、各事業所は、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から設置の指定(6年ごとの更新)を受けるものであり、指定には人員、設備及び運営に関する基準が規定されており、これらの規定に従って営業する必要があります。当社の提供する障がい福祉サービス事業に必要な指定は、以下の通りです。

取得	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社各事業所	指定障害福祉サービス	障害者総合支援法の就労継続支援	6年毎の更新	障害者総合支援法第50条（指定の取消等）
		障害者総合支援法の特定相談支援		障害者総合支援法第51条の29（指定の取消等）
		児童福祉法の放課後等デイサービス		児童福祉法第21条の5の23

指定は事業所単位で取得しており、法人全体として組織的な不正が認められるといった場合を除き、指定の取消等についても事業所毎に検討されます。現時点において、当社の運営する事業所に指定取消や営業停止は発生しておりませんが、今後何らかの原因によりこれらの指定が取り消された場合や営業停止となった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

特に、各事業所には指定を受ける際に利用定員が定められており、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」では省令(注)1にて、「事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならないが、災害、虐待その他

のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない」ことが定められております。

また、厚生労働省の通知(注)2にて、報酬の減算対象は、単日で定員の150%、3ヶ月の平均が就労継続支援事業では定員の125%、放課後等デイサービス事業では定員の130%をそれぞれ超過する場合と定められております。そして、各都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用については指導すること、また、指導に従わず、減算対象となる定員超過利用を継続する場合には、指定の取消しを検討すると定められており、その運用は各自自治体に委ねられております。さらに、厚生労働省の通知(注)3には、「原則として利用定員の超過は禁止だが、適正なサービスの提供が確保されること」が前提とされ、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能である旨が定められております。

当社では、上記の省令や通知事項等を遵守し、細心の注意を払っておりますが、今後、国による制度、各自自治体の運用方針や通知事項が変更された場合には、これまで通りの運営が困難となり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(注1)	就労継続支援A型事業	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」
	放課後等デイサービス事業	「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」
(注2)	就労継続支援A型事業	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
	放課後等デイサービス事業	「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
(注3)	就労継続支援A型事業	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」
	放課後等デイサービス事業	「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」

(2) 人材の確保及び育成について

当社では、新規施設の増加に伴い、児童発達支援管理責任者などの資格や要件を満たした人材の確保と育成が急務となっております。そのため、当社では、幅広い採用活動を行いつつ、人材の育成に取り組んでおりますが、その採用と育成が施設開設の速度に対応できない場合は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 事業所展開について

当社では、立地条件、事業所の採算性などを勘案し新規事業所開設を行っていく方針としております。しかしながら、当社の新設条件に合致する物件が見つからなかった場合や、工事や人材確保等の遅れにより開設が遅延した場合には新規事業所開設を見合わせることもあり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 特定地域への依存及び大規模な自然災害について

当社では、愛媛県内に障がい者就労継続支援A型事業所及び放課後等デイサービス事業所を有しております。これらの施設が地震や津波、火災や水害などの被害を受けた場合は、利用者や従業員、建物などに被害が及ぶ可能性があります。その場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 有利子負債について

当社では、新規開設に関する設備資金などは金融機関からの借入などにより調達しておりますが、外部借入への依存度が2021年8月31日現在、負債純資産合計の57%と高くなっており、急激な金融情勢に変化がある場合や、計画通りに資金調達が出来ない場合には、新たに施設を開設することが出来なくなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 個人情報の保護について

当社の施設においては、利用者の氏名、住所をはじめ、保護者の氏名及び職業などの情報を保持しております。これら顧客の個人情報の取扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、顧客からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、施設の許認可及び指定に影響が出るなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 感染症等の流行

当社では、多くの利用者に安全なサービスを提供するため、感染症防止等の衛生管理を徹底しております。しかし、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症及び食中毒等が流行した場合、利用者の利用減少や従業員の欠勤による施設稼働の低下が生ずる可能性があります。その場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 新たに放課後等デイサービス事業等の施設を開設した場合の経営成績に対する影響

新たに放課後等デイサービス事業等の施設を開設した場合、開設初年度においては、稼働率が低く、また、従業員の新規採用コストや研修費、消耗品等の開設準備費用が発生することから、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 競合について

当社が属する障がい福祉サービス業界は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であるため、当社の持つ採用力や人材育成のノウハウは短期間では構築することは難しいと考えます。しかしながら当事業年度末現在以降において、さらなる競合他社の事業拡大や新規参入等がある場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) 運営施設の事故等

当社は、施設運営において利用者の安全を確保する体制を整備していることから、これまで業績に多大な影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかし、万が一運営施設において重大な事故等が発生した場合、所管する自治体等からの業務停止命令や訴訟及び風評被害等による多数の利用者減少により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(11) 訴訟について

当社では現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、利用者の症状の悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(12) 固定資産の減損会計について

当社は、すでに固定資産の減損会計を適用しておりますが、今後当社が保有する固定資産を使用する事業所の業績が悪化し、回復が見込まれない場合や、固定資産の市場価格が著しく低下した場合には、当該固定資産について減損損失を計上することにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(13) 特定人物への依存について

当社代表取締役社長である北野順哉は、当社の経営方針及び事業戦略の立案・遂行等、多岐にわたり当社において重要な役割を果たしております。当社では組織規模の拡大に応じた権限委譲を進めると共に、役員及び幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、今後何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、2018年6月29日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手

続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行

役の決定を含む。) についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 (③ b の規定の適用を受ける場合を除く。) は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為 (i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、株式交換、 ii 非上場会社を子会社化する株式交付、 iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、 iv 非上場会社からの事業の譲受け、 v 会社分割による他の者への事業の承継、 vi 他の者への事業の譲渡、 vii 非上場会社との業務上の提携、 viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、 ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合 (当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下「ライツプラン」という。) のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入 (実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定 (持株会社である甲の主要な事業

を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、505,935千円となりました。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、27,179千円となりました。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、75,826千円となりました。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、287,576千円となりました。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、169,713千円となりました。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照下さい。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照下さい。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

重要な設備の投資・除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社、マルクワークス吉藤 (愛媛県松山市)	建物 (事務所)	3,584
マルクワークス山越 (愛媛県松山市)	建物 (事務所)	3,120
マルクワークス喜田村 (愛媛県今治市)	建物 (事務所)	1,800
マルクスコラ山越教室 (愛媛県松山市)	建物 (事務所)	1,776
マルクスコラはなみずき教室 (愛媛県松山市)	建物 (事務所)	3,000
マルクスコラ余戸教室 (愛媛県松山市)	建物 (事務所)	2,111
マルクキャリア味酒 (愛媛県松山市)	建物 (事務所)	3,054
マルクスコラ竹原教室 (愛媛県松山市)	建物 (事務所)	3,072
マルクスコラ来住教室 (愛媛県松山市)	建物 (事務所)	3,000

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年 月	完了予 定年月	完成後 の増加 能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
発行者	マルクカレッジ津田沼 (千葉県)	教室関連設備及び敷金・保証金	4,300	4,300	自己資金	2021年 9月	2021年 10月	(注) 2
発行者	マルクカレッジ2号店 (未定)	事業所関連設備及び敷金・保証金	5,000	-	自己資金	2021年 11月	2021年 12月	(注) 2
発行者	マルクカレッジ3号店 (未定)	事業所関連設備及び敷金・保証金	5,000	-	自己資金	2022年 2月	2022年 4月	(注) 2
発行者	マルクカレッジ4号店 (未定)	事業所関連設備及び敷金・保証金	5,000	-	自己資金	2022年 6月	2022年 7月	(注) 2
発行者	マルクスコラ6号店 (未定)	事業所関連設備及び敷金・保証金	2,500	-	自己資金	2022年 4月	2022年 5月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、合理的に算定できないため記載しておりません。

3. 当社は、障がい福祉サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当事業年度末現在発行数(株) (2021年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2021年11月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,400,000	1,700,000	700,000	700,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,400,000	1,700,000	700,000	700,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年1月7日 (注)1.	598,000	600,000	—	20,000	—	—
2020年4月27日 (注)2.	50,000	650,000	36,250	56,250	36,250	36,250
2020年10月29日 (注)3.	50,000	700,000	36,250	92,500	36,250	72,500

(注)

- 2019年1月4日開催の取締役会決議により、2019年1月7日付で普通株式1株を300株に分割しております。これにより株式数は598,000株増加し、600,000株となっております。
- 2020年4月24日開催の臨時株主総会決議により、2020年4月27日付で第三者割当により普通株式50,000株を発行しております。これにより株式数は50,000株増加し、650,000株となっております。

有償第三者割当	50,000株
発行価格	1,450円
資本組入額	725円
割当先	株式会社IBJ
- 2020年10月14日開催の取締役会決議により、2020年10月29日付で第三者割当により普通株式50,000株

を発行しております。これにより株式数は 50,000 株増加し、700,000 株となっております。

有償第三者割当	50,000 株
発行価格	1,450 円
資本組入額	725 円
割当先	株式会社 IBJ

(6) 【所有者別状況】

2021年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	—	—	4	7	—
所有株式数(単元)	—	—	—	3,701	—	—	3,299	7,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	52.9	—	—	47.1	100	—

(7) 【大株主の状況】

2021年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ソーシャルリンク株式会社	愛媛県松山市ひばりヶ丘7番8号	266,500	38.07
北野 順哉	愛媛県松山市	239,900	34.27
株式会社IBJ	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号	100,000	14.28
北野 賢三	愛媛県松山市	30,000	4.28
谷口 学	愛媛県伊予郡松前町	30,000	4.28
武智 弘泰	愛媛県松山市	30,000	4.28
セキ株式会社	愛媛県松山市湊町7丁目7-1	3,600	0.51
計	—	700,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 700,000	7,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	700,000	—	—
総株主の議決権	—	7,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期
決算年月	2019年8月	2020年8月	2021年8月
最高(円)	1,400	—	—
最低(円)	1,400	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

(注2) 第10期、第11期の株価につきましては、売買実績がないため記載しておりません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

(注2) 2021年3月から2021年8月については売買実績はありません。

5【役員状況】

男性4名 女性一名 (役員のうち女性の比率—%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	北野 順哉	1974年12月24日	1997年4月 株式会社サニーマート入社 2006年6月 株式会社エス・ピー・シー 入社 2008年4月 株式会社四国博報堂入社 2013年5月 まるく株式会社 入社 2013年11月 当社代表取締役就任 2015年8月 トライ株式会社代表取締役就任 株式会社アイリアル代表取締役就任 まるく株式会社代表取締役就任 当社 代表取締役社長就任(現任)	(注) 2	(注) 4	239,900
取締役	放課後等	谷口 学	1985年3月12日	2006年4月 精神障害者能力開発訓練施設ジョブサポート	(注) 2	(注) 4	30,000

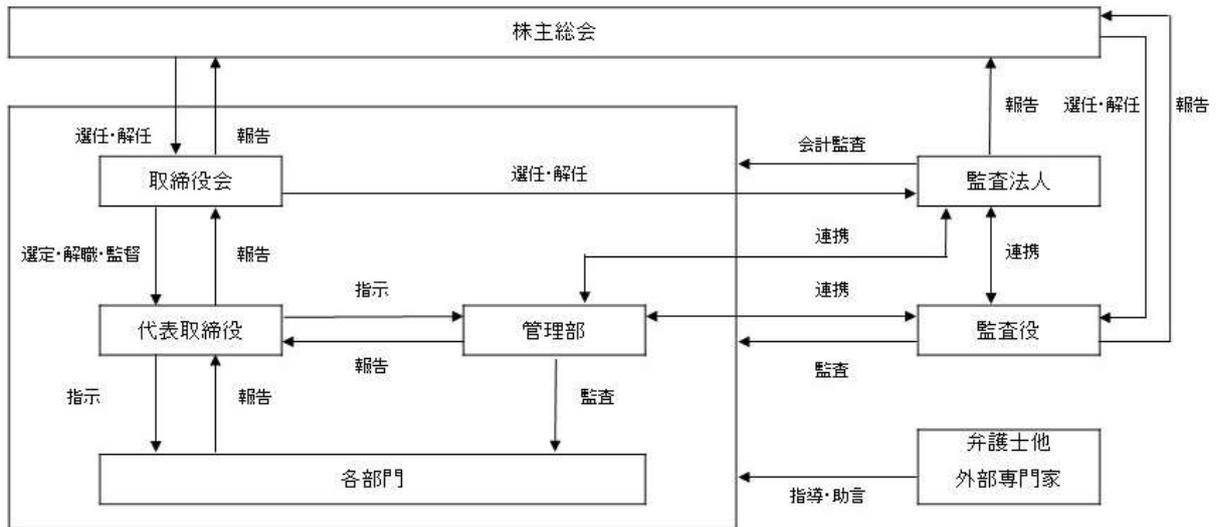
	デ イ サ ー ビ ス 事 業 部 長			2009年4月 2010年8月 2016年2月 2018年7月	えひめ 入所 障害者多機能型事業所 きらりの森 入所 まるく株式会社 入社 当社 執行役員 当社 取締役放課後等 デイサービス事業部長 就任 (現任)				
取 締 役	財 務 部 長	武 智 弘 泰	1974年6月11日	1997年4月 2002年10月 2006年4月 2012年7月 2018年7月 2018年10月 2019年8月 2019年9月	株式会社伊予銀行入行 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人ト ーマツ) 入所 公認会計士登録 新日本有限責任監査法 人 (現 EY 新日本有限責 任監査法人) 入所 当社 取締役管理部長 就任 税理士登録 ダイコー通産株式会社 取締役監査等委員就任 (現任) 当社 取締役財務部長 就任 (現任)	(注) 2	(注) 4	30,000	
監 査 役	-	白 石 昌 弘	1982年7月15日	2006年4月 2006年11月 2007年5月 2007年9月 2008年11月 2013年4月 2018年7月	コンピュータシステム 株式会社 入社 株式会社スモールサッ ト 入社 株式会社三福総合不動 産 入社 株式会社アドバンスサ ポート 入社 有限会社清水式賃金研 究所 入社 株式会社創夢パートナ ーズ 代表取締役 (現 任) 当社監査役就任 (現任)	(注) 3	(注) 4	-	
計									299,900

(注) 1. 監査役 白石昌弘は、社外監査役であります。

2. 取締役の任期は2020年11月30日の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は2019年1月4日の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2021年8月期における役員報酬の総額は27,930千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様とお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社取締役会は、3名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2021年8月期において監査を執行した公認会計士は岩永憲秀氏、野中泰弘氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に

業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部3名が主管部署として、業務を監査しております。つぎに管理部の監査は、代表取締役社長及び運営部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、内部監査責任者と監査役は、随時情報交換を実施しており、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組んでおります。また、内部監査責任者と監査役は、監査法人とも定期的に意見交換を実施しており、各監査を有機的に連携させることにより、各監査の実効性及び効率性の向上を図るとともに、当社の業務の適正性の確保に努めております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役を選任しておりません。社外監査役が1名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	27,750	27,750	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	180	180	—	—	1

⑨ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
5,000	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2020年9月1日から2021年8月31日まで)の財務諸表について、ひかり監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	当事業年度 (2021年8月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	418,425
売掛金	83,109
その他	4,401
流動資産合計	505,935
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	8,178
その他(純額)	6,252
有形固定資産合計	※ 14,431
投資その他の資産	
長期前払費用	3,383
その他	9,364
投資その他の資産合計	12,748
固定資産合計	27,179
資産合計	533,115

(単位：千円)

当事業年度
(2021年8月31日)

負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	18,316
未払金	27,404
未払費用	24,142
未払法人税等	2,966
未払消費税等	1,340
その他	1,655
流動負債合計	75,826
固定負債	
長期借入金	287,576
固定負債合計	287,576
負債合計	363,402
純資産の部	
株主資本	
資本金	92,500
資本剰余金	
資本準備金	72,500
資本剰余金合計	72,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	4,713
利益剰余金合計	4,713
株主資本合計	169,713
純資産合計	169,713
負債純資産合計	533,115

②【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度
	(自 2020年9月1日
	至 2021年8月31日)
売上高	428,622
売上原価	295,433
売上総利益	133,189
販売費及び一般管理費	※ 150,393
営業損失(△)	△17,204
営業外収益	
受取利息	1
助成金収入	25,435
その他	276
営業外収益合計	25,714
営業外費用	
支払利息	746
雑損失	6
営業外費用合計	753
経常利益	7,756
税引前当期純利益	7,756
法人税、住民税及び事業税	2,966
法人税等合計	2,966
当期純利益	4,789

③【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	56,250	36,250	36,250	△76	△76
当期変動額					
新株の発行	36,250	36,250	36,250		
当期純利益				4,789	4,789
当期変動額合計	36,250	36,250	36,250	4,789	4,789
当期末残高	92,500	72,500	72,500	4,713	4,713

	株主資本	純資産 合計
	株主資本 合計	
当期首残高	92,423	92,423
当期変動額		
新株の発行	72,500	72,500
当期純利益	4,789	4,789
当期変動額合計	77,289	77,289
当期末残高	169,713	169,713

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	7,756
減価償却費	4,518
受取利息	△1
支払利息	746
売上債権の増減額 (△は増加)	△28,364
未払金の増減額 (△は減少)	8,911
未払費用の増減額 (△は減少)	6,962
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△1,226
その他	859
小計	161
利息の受取額	1
利息の支払額	△746
法人税等の支払額	△194
法人税等の還付額	1,417
営業活動によるキャッシュ・フロー	639
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△7,228
敷金及び保証金の差入による支出	△2,768
その他	△748
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,746
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	120,000
長期借入金の返済による支出	△18,276
株式の発行による収入	72,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	174,224
現金及び現金同等物の増加額 (△は減少)	164,117
現金及び現金同等物の期首残高	254,307
現金及び現金同等物の期末残高	※ 418,425

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

（ただし、当社は 2007 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～18 年
----	---------

(2) 長期前払費用

均等償却

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度（自 2020 年 9 月 1 日 至 2021 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022 年 8 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用方針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により会計上の見積りが困難な状況にありますが、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の見積りについては、一定期間にわたり新型コロナウイルス感染症の影響が継続しつつもやがて収束し、経済も回復に向かうという仮定に基づいて会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定は不確実性が高いため、収束が大幅に遅延し、影響が長期化した場合には、将来において財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

当事業年度
(2021年8月31日)

4,388千円

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当事業年度
(自2020年9月1日
至2021年8月31日)

給料及び手当	36,429千円
役員報酬	27,930千円
減価償却費	2,534千円

おおよその割合

販売費	24%
一般管理費	76%

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自2020年9月1日至2021年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	650,000	50,000	—	700,000
合計	650,000	50,000	—	700,000

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加理由は下記のとおりです。

第三者割当による新株発行による増加 50,000株 2020年10月29日付

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
現金及び預金勘定	418,425千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	一千円
現金及び現金同等物	418,425千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。
2. オペレーティング・リース取引
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行によって行う方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に拠点開設計画に照らして必要な資金の調達等を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後15年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングをし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金及び借入金等については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2021年8月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	418,425	418,425	—
(2)売掛金	83,109	83,109	—
資産計	501,534	501,534	—
(1)未払金	27,404	27,404	—
(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）	305,892	302,913	△2,978
負債計	333,296	330,318	△2,978

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（2021年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	418,425	—	—	—
売掛金	83,109	—	—	—
合計	501,534	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

当事業年度（2021年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	18,316	16,328	15,296	11,299	17,574	227,079

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度
(2021年8月31日)

繰延税金資産	
未払賞与	3,547千円
その他	1,147
繰延税金資産小計	4,694
評価性引当額	△4,694
繰延税金資産合計	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度
(2021年8月31日)

法定実効税率	34.0%
(調整)	
軽減税率	△11.1
住民税均等割	10.5
評価性引当額の増減	10.7
特別控除	△6.1
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.2%

(企業結合等関係)

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本部及び各拠点の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

当社の事業セグメントは、障がい福祉サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
愛媛県国民健康保険団体連合会	366,994	障がい福祉サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	
1株当たり純資産額	242円45銭
1株当たり当期純利益	6円92銭

1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
当期純利益(千円)	4,789
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,789
普通株式の期中平均株式数(株)	692,055
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	9,757	996	—	10,753	2,575	859	8,178
その他	5,521	6,232	3,687	8,065	1,813	1,162	6,252
有形固定資産計	15,278	7,228	3,687	18,819	4,388	2,021	14,431
長期前払費用	7,425	395	—	7,820	4,437	1,321	3,383

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	18,276	18,316	0.9	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	185,892	287,576	0.4	2022～2036年
合計	204,168	305,892	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	16,328	15,296	11,299	17,574

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	90
預金 普通預金	418,334
小計	418,334
合計	418,425

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
愛媛県国民健康保険団体連合会	75,115
その他	7,994
合計	83,109

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A) + (D)}{(B)}$
54,744	437,473	409,108	83,109	83.1	57.5

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

②流動負債

イ. 未払金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
人件費等	11,480
株式会社アグサス	4,377
社会保険料	4,119
労働保険料	3,244
その他	4,183
合計	27,404

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎年11月
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新株交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール・ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール・ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、愛媛新聞に掲載する。 公告掲載 URL http://maruc-group.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月29日

株式会社マルク
取締役会 御中

ひかり監査法人
京都事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士

岩永憲秀

指定社員
業務執行社員 公認会計士

野中泰弘

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルクの2020年9月1日から2021年8月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルクの2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上